

佐倉市立内郷小学校 P T A 規約

第1条（名称）

本会は、内郷小学校 P T A と称し、事務局を内郷小学校におく。

第2条（目的）

本会は、保護者及び教職員が、平等の立場から責任をもって、児童の幸福のために努力し、内郷小学校の教育の発展を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会は、内郷小学校教職員並びに、児童の保護者及び、趣旨に賛同する者を以て組織する。

第4条（活動）

本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 教育施設の研究調査を助けること。
- (2) 保護者、教職員の研究修養を助けること。
- (3) 児童の文化向上を助けること。
- (4) 児童の福利厚生に関する事。
- (5) 学校集会、学年集会、地区集会を開き、児童の生活指導をする。
- (6) 表彰に関する事。
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認められること。

第5条（機関）

本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 執行委員会
- (4) 専門委員会

第6条（総会）

- (1) 総会は、本会の最高決議機関であつて、年度始めに開催し、会員の三分の二以上の出席を以て成立する。（委任状を含む。）
- (2) 総会は、次の事項を審議する。

- ①役員の改選及び承認に関すること。
- ②前年度活動及び会計決算の報告に関すること。
- ③活動計画及び予算の承認に関すること。
- ④規約の改正に関すること。
- ⑤その他、重要な事項の審議に関すること。

(3) 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第7条（役員会）

役員会は、役員を以て構成し、本会活動の計画・執行を行う。

第8条（執行委員会）

執行委員会は、会長・副会長・書記・会計で構成し、本会の運営にあたる。

第9条（専門委員会）

- (1) 専門委員会は、本会の目的を達成する為に、専門的に事業の推進を図る。
- (2) 専門委員会は、次の通りとする。
 - ①広報委員会 広報活動に関する事。
 - ②地区委員会 児童の校外指導及び校外活動の助成に関する事。
 - ③学級委員会 学級及び学年に応じた活動をする。
- (3) 専門委員会は、専門委員を以て構成し、各委員会に正副委員長を置く。

第10条（会議）

- (1) 各会議は、会長が招集する。ただし、専門委員会は、該当委員長が召集する。
- (2) 会議の議事は、出席者の過半数の賛成を以て成立する。ただし、可否同数の場合、議長の決するところによる。

第11条（役員）

本会は、次の役員を置く。任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（1名は教頭を以ってあてる。）
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 事務局長 1名（教頭が兼務する。）
- (6) 専門委員 若干名

第 12 条（役員選出）

役員の選出は、各地区及び学年・学級より選出し、総会において承認する。

第 13 条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、一切の会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記 議事の記録等、庶務に関するを行う。
- (4) 会計 会計事務処理、金銭出納を行う。
- (5) 事務局長 本会の事務処理を行う。
- (6) 専門委員 本会の業務を分担し、目的に沿った活動をする。

第 14 条（会計）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を以ってあてる。

第 15 条（会費）

会費は、月額400円とする。ただし、特別の事情ある場合は、この限りでない。

第 16 条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとし、会計監査は、前年度の会計が行う。

第 17 条（顧問）

本会は、会長退任後一代までの者を顧問とする。

その他

本規約以前の佐倉市立内郷小学校 P T A 規約は廃止する。

附則

本規約は、昭和62年4月23日施行

平成5年4月22日一部改正

平成10年7月16日一部改正

平成16年11月20日一部改正

平成26年4月18日一部修正